ふるさと越後の家づくり事業実施要領

（趣旨）

第１条　ふるさと越後の家づくり事業の実施にあたっては、 新潟県補助金等交付規則（昭和３２年新潟県規則第７号。以下「規則」という。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　ふるさと越後の家づくり事業は、品質・性能が明確な県産杉材製品である越後杉ブランド認証材（「越後杉ブランド認証規程（平成１３年１１月２２日））を一定量使用する安全で安心な住宅の普及・定着及び県産材の利用拡大を図るとともに、併せて若者やＵＩＪターン者等の定住促進につなげることを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、新潟県に事業所を有し、県内で居住するために次に掲げる基準の全てに該当する戸建て住宅を供給する施工業者（大工・工務店等）とする。

（補助基準等）

第４条　補助基準等は次のとおりとする。

（使用する木材の条件）

項　　目	新築	リフォーム	
		増築・改築	修繕・模様替
越後杉ブランド認証材使用量	５㎥以上　かつ	５㎥以上　かつ	５㎥以上
床面積１㎡当たりの使用量	0.09 ㎥/㎡以上	0.09 ㎥/㎡以上	－

２　数値基準は次のとおりとする。

越後杉ブランド認証材使用量	補助額
５㎥以上　１０㎥未満	１０万円
１０㎥以上　１５㎥未満	２０万円
１５㎥以上　２０㎥未満	３０万円
２０㎥以上	４０万円

３　建築主が次に掲げる基準のいずれかに該当する場合、定住促進加算として、１０万円を上乗せする。

（基準）

①若者	原則として申請年度の４月１日現在の年齢が満３５歳未満の者
②UIJターン者等	原則として申請年度の４月１日から遡り３年前の４月１日以降に新潟県に転入した者、または、現在新潟県外に居住する者で新潟県内に居住用住宅を建築し居住を予定する者

原則として申請年度の４月１日から遡り３年前の４月１日以降新たに農林水産業に就業した者または就業した者のいる世帯

①農業	新たに就農した者または農業法人等に就業した者
②林業	林業労働力確保改善計画認定事業体等林業事業体に就業した者
③水産業	漁業経営体に就業または新たに経営をはじめた者

４　住宅に使用する瓦について次に掲げる基準に該当する場合、県産瓦加算を上乗せする。

（基準）

県産瓦	住宅の屋根材として、県産焼瓦、これと同等の品質・性能を有すると認められる県産スレート瓦等（以下「県産瓦」という。）を使用する場合であって、県産瓦の代金が２０万円以上の場合、以下の表のとおり上乗せする。

（規模別加算額）

県産瓦屋根坪 （県産瓦屋根面積）	60 坪未満 （100 ㎡未満相当）	60 坪以上 100 坪未満 （100 ㎡以上 166 ㎡未満相当）	100 坪以上 （166 ㎡以上相当）
加算額	１２万円	１５万円	２０万円

※ 加算額は、県産瓦を使用する屋根面積により決定する。

（募集）

第５条　募集は受付期間を提示し募集する。

（申込み）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、ふるさと越後の家づくり事業申込書（第１号様式）を、別表の機関の長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

なお、申込みは、原則として申請年度の４月１日以降納材のあった住宅を対象とする。

（補助金交付予定者の決定）

第７条　局長は、第６条に規定する申込みがあった場合は、第３条及び第４条の基準に適合するか否かを審査する。

２　知事は、毎年度の予算の範囲内において補助金交付予定者（以下「交付予定者」という。）を選定し、その結果を局長に通知する。局長は、交付予定者について、補助金交付予定者決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。
３　交付予定者の選定に関する基準は、別に定める。

（辞退）
第８条　交付予定者は、申込を辞退する場合、速やかに辞退届（第３号様式）を局長に提出し、局長はその複写を知事に提出しなければならない。

（越後杉使用住宅証明書の交付）
第９条　交付予定者は、納材終了後すみやかに「越後杉使用住宅証明申請書」（補助金交付要綱別記）を次の各号に掲げる書類を添付して新潟県木材組合連合会（以下「県木連」という）に提出し、「越後杉使用住宅証明書」の交付を受けるものとする。

２　前項に基づく申請書には、次の号に掲げる書類を添付する。
(1) 越後杉ブランド認証材納品書兼証明書（第４号様式）
(2) 建築確認申請書等、住宅の延べ床面積のわかる書類等の写し

（補助金の申請）
第１０条　交付予定者は、補助金交付申請書兼実績報告書（要綱第１号様式の２）に前条に基づく越後杉使用住宅証明書を添付して、補助金交付要綱に定める期限内に局長に提出しなければならない。なお、補助金交付要綱第１１に規定する状況報告書（要綱別記第５号様式）は、補助金交付申請書兼実績報告書をもってこれに代えるものとする。

（補助金の交付決定）
第１１条　局長は、第１０条に規定する補助金申請書兼実績報告書が適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（第５号様式）により当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）
第１２条　補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、局長は、交付決定取消通知書（第６号様式）により、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
(1) 規則、補助金交付要綱又はこの要領の規定に違反したとき
(2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

（事業の内容変更等）

第１３条　天災地変その他やむを得ない事情により事業の変更が必要となった場合において、補助金交付予定者は、局長に事業の変更について協議し、局長は必要があると認めるときは承認するものとする。

（併用できる事業の範囲）

第１４条　ふるさと越後の家づくり事業と国土交通省が行う、地域型住宅ブランド化事業とを併用申請する場合は、定住促進及び県産瓦の加算をしないものとする。

（その他）

第１５条　この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附則　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
附則　この要領は、平成１９年９月１日から施行する。
附則　この要領は、平成２０年４月１日から施行する。
附則　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。
附則　この要領は、平成２１年９月１８日から施行する。
附則　この要領は、平成２２年２月２６日から施行する。
附則　この要領は、平成２３年３月１日から施行する。
附則　この要領は、平成２４年３月１９日から施行する。
附則　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。
附則　この要領は、平成２５年６月２５日から施行する。
附則　この要領は、平成２６年３月２０日から施行する。

別表

建築する区域	提出する地域機関
村上市　関川村、粟島浦村	村上地域振興局農林振興部林業振興課
新潟市、新発田市、五泉市 阿賀野市、胎内市、聖籠町	新潟地域振興局農林振興部林業振興課
阿賀町	津川地区振興事務所林業振興課
長岡市、三条市、柏崎市 小千谷市、加茂市、見附市 燕市、田上町、出雲崎町 弥彦村、刈羽村	長岡地域振興局農林振興部林業振興課
十日町市、魚沼市、南魚沼市 湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局農林振興部林業振興課
上越市、妙高市	上越地域振興局農林振興部林業振興課
糸魚川市	糸魚川地域振興局農林振興部林業振興課
佐渡市	佐渡地域振興局農林水産振興部林業振興課